

は し が き

国民健康保険は、国民皆保険の礎として発足し、地域住民の医療の確保と健康の保持・増進の両面で重要な役割を果たしてきました。

しかしながら、高齢化の進展や雇用環境の変化に伴い、区市町村の国民健康保険では、医療費が高く、また所得の低い高齢者や失業者など、低所得者の占める割合が高くなり、保険料（税）の確保が困難であるなどの構造的な問題を抱えています。そのため区市町村は、保険料（税）の未収やその他の赤字補てんのため、一般会計から多額の法定外繰入を行うなど、厳しい財政運営を余儀なくされてきました。

このような中、平成27年5月に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、財政支援の拡充により国民健康保険の財政基盤の強化を図った上で、平成30年4月から、都道府県が財政運営の責任主体となり、区市町村とともに国保運営を担う新たな国民健康保険制度がスタートしました。

都は、都と区市町村が一体となって国民健康保険事業を運営するために策定した「東京都国民健康保険運営方針」に基づき、引き続き、制度の円滑な施行に取り組んでまいります。

また、都は、国民健康保険事業の適切かつ円滑な運営を図る観点から、今後とも、各区市町村及び国民健康保険組合に対する指導、助言及び情報提供を積極的に行ってまいります。

本書は、令和元年度における東京都の国民健康保険事業の状況をまとめたものです。

本書の有効活用をお願いするとともに、本書の作成に御協力いただきました各区市町村及び国民健康保険組合をはじめ関係機関の皆様に心から御礼申し上げます。

令和3年3月

東京都福祉保健局保健政策部